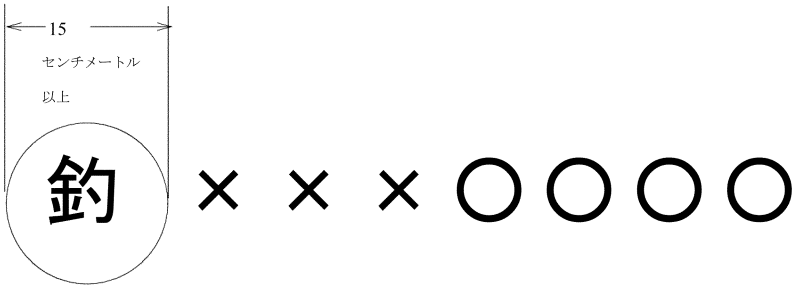
別記様式第九号（第十八条関係）



備考　各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

（１）×××の部分には、当該登録に係る都道府県名を表示すること。

（２）〇〇〇〇の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。

（３）大きさは10センチメートル以上、太さは１センチメートル以上、間隔は２センチメートル以上とする。

別記様式第九号の次に次の様式を加える。

別記様式第十号（第二十六条関係）

（表面）

遊漁船業の適正化に関する法律第二十九条の適正化第二項の規定による証明書

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（裏面）

遊漁船業の適正化に関する法律（抄）

第二十九条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業に関する団体に対して、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、その業務若しくは遊漁船の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第　　号

写真

官職

氏名

生年月日

年　月　日交付

備考　用紙の大きさは、縦８５ミリメートル、横１２０ミリメートルとし、中央点線のところから二つ折りとすること。